

# 施設利用案内

## 対象施設

- ・ 富田林市立じないまち交流館
- ・ 富田林市立寺内町センター
- ・ 富田林市立じないまち展望広場

令和2年 4月 1日 制定

令和2年10月 1日 改訂  
(令和2年11月13日一部文言修正)

富田林寺内町4施設 指定管理者



## 目 次

1. はじめに	P. 1
2. 適用範囲	P. 1
3. 利用案内	P. 1
4. 施設利用にあたって（注意事項・お願い）	P. 5
5. 利用申込み窓口	P. 6
6. 利用申込みの流れ	P. 7
7. 利用内容の変更または取消しについて	P. 7
8. 下見・打ち合わせについて	P. 8
9. 施設利用料金表	P. 9

## 1.はじめに

---

2020年4月1日より、富田林市立じないまち交流館・富田林市立寺内町センターを利用される場合、施設整備や管理運営にかかる経費を、施設利用者に応分の負担をお願いすることから、施設の利用料金を頂くことになりました。

- ・施設の利用について、利用案内に記載の事項を遵守頂き、ご利用下さい。
- ・なお、富田林市立じないまち交流館、富田林市立寺内町センター、富田林市立じないまち展望広場は、一般住宅街の中に位置する建物です。利用目的により音響や振動等が伝わり、隣接する住宅等に迷惑がかかる可能性がある場合などは、ご利用頂けない場合がございますこと、ご了承下さい。
- ・ご不明な点がございましたら、お気軽にご相談下さい。

## 2.適用範囲

---

2-1. この利用案内は、下記施設を適用範囲とする。

- ・富田林市立じないまち交流館（以下、『じないまち交流館』という。）
- ・富田林市立寺内町センター（以下、『寺内町センター』という。）
- ・富田林市立じないまち展望広場（以下、『じないまち展望広場』という。）

2-2. 条例及び施行規則について

この利用案内に記載の条例及び施行規則については、文面に記載のない場合を除き、前項各施設の条例及び施行規則のことをいう。

2-3. 読み替えについて

条例及び施行規則において、『じないまち交流館』及び『寺内町センター』では、“利用”と表現され、『じないまち展望広場』については“使用”と表現されています。

本書では特段の記載がない場合を除き“利用”という表現に統一することとし、『じないまち展望広場』の利用についてお読み頂く場合には、“利用”記述を“使用”と読み替えて下さい。

## 3.利用案内

---

3-1. 施設利用の目的

施設は、会議や講演、生涯学習などに関する活動の他、じないまち交流館では物品販売等の営利目的でもご利用頂けます。なお、政治活動、宗教活動等には利用できません。

3-2. 遵守事項

- 1) 建物、設備等を損傷し、又は汚損しないこと。
- 2) 所定の場所以外での利用または飲食をしないこと。
- 3) 喫煙をしないこと。
- 4) 指定管理者の許可なく張り紙をし、又はくぎ類を打たないこと。

- 5) 指定管理者の許可なく物品の販売又は広告類の掲示もしくは配布をしないこと。
- 6) 所定の場所以外に出入りしないこと。
- 7) 暴力行為等他人に迷惑となるような行為をしないこと。
- 8) 利用場所の整理整頓及び清掃をすること。
- 9) 利用終了後は、直ちに指定管理者に届け出て点検を受けること。
- 10) 不特定多数での利用、『じないまち交流館』『寺内町センター』『じないまち展望広場』という施設名称を使っての勧誘等はしないこと。
- 11) 円滑なご利用、危険防止などのため、スタッフの指示に従うこと。
- 12) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者の指示に従うこと。

### 3-3. 休館日

- ・毎週月曜日（ただし、その日が国民の祝日に関する法律に規定する休日であるときは、その翌日）
- ・12月29日から翌年の1月3日まで

### 3-4. 利用時間

- ・10:00～17:00（左記に掲げる時間帯以外の時間帯の利用も可能）
- ※申込みは、1時間単位で受付致します。
- ※搬入・搬出及び準備・片付けに要する時間も利用時間に含めてお申込み下さい。

### 3-5. 利用時間の延長について

- ・利用時間開始の後、1時間程度の延長が可能です。
- ※申込時点で利用時間の延長を見込むことはできません。
- ※開館時間外の延長はできません。
- ※利用状況により延長できない場合もありますので、予めご了承下さい。

### 3-6. 利用申込みについて

- 1) 利用日の3ヶ月前に属する日の1日から受付を開始します。  
じないまち交流館の展示スペース（以下、〈展示スペース〉という）にあつては、6ヶ月前に属する日の1日から受付を開始しますが、該当する日が休館日の場合は翌開館日とします。  
なお、指定管理者または富田林市及び同市教育委員会が利用する場合はこの限りではありません。

<例>7月10日に利用を希望 ⇒ 4月1日より受付開始

- 2) 予約は受付期間の先着順となります。
  - ※「展示スペース」  
指定管理者が定めた抽選方法により抽選を行い申込者に結果をご連絡させていただきます。
  - ※指定管理者等の主催事業により、3ヶ月（『展示スペース』は6ヶ月）前でも予約できない場合があります。
  - ※未成年のみによる利用の予約は出来ません。また、未成年の利用については、保護者の同伴を原則とします。

3) 月をまたがって連続利用するときは、その初日に属する月の申込みとして受付を行います。

### 3-7. 当日の利用申込みについて

当日利用については、開館時間内のうち1時間程度の利用制限を原則とします。

### 3-8. 支払い方法

『じないまち交流館』又は『寺内町センター』の利用が許可された場合、「利用許可書(様式2号)」に記載の利用料金をお支払い下さい。

#### 1) 支払い方法

現金または振込(振込手数料はお客様負担)にてお支払い下さい。

#### 2) 支払い期限

利用許可書受領日から**利用日前7日までにお支払い(前払い制)**。

※振込による場合、**着金確認が利用日前7日までに行えること**。

※期日までにお支払い頂けないときは、利用承認を取り消す場合があります。

#### 3) 振込先

振込先	口座番号	口座名義
三井住友銀行 藤井寺支店	普通預金 4103939	(株)アスウェル

許可番号を通信欄等に添えてください。

### 3-9. 利用権利の譲渡または転貸の禁止

利用者は、利用の承認に基づく権利を譲渡したり、他人に利用させることはできません。利用承認を受けた方以外の方の利用が確認された場合は、以降の利用をお断りする場合があります。

### 3-10. 利用内容の変更または取消し

1) 利用日時及び施設を変更する場合、「利用変更・取消許可申請書(様式3号)」に加え、交付された「利用許可書(様式2号)」を添えて、窓口へ提出して下さい(遠方の方はご相談下さい)。

2) 利用料金を支払済みの場合で、変更前より利用料金が高くなった場合は、その差額を期日までにお支払い下さい。

3) 利用料金のお支払いがお済みでない場合は、変更後の料金を期日までにお支払い下さい。

取消しの場合は、条例第9条第5項に基づき返還(還付)いたします。

### 3-11. 施設利用の不許可、または承認の取消し

次に該当するときは、申込みをお断り、もしくは利用の承認後においては取消し、または利用を制限することがあります。

1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。

2) 施設又は設備等を汚損し、又は破損するおそれがあると認めるとき。

3) 管理運営上支障があると認めるとき。

4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認めるとき。

5) 前回の利用で施設の条例及び同施行規則に違反する行為があった場合。

6) 前回の利用で職員の指示に従わなかった場合。

- 7) 前回の利用で施設・備品を故意に汚損または破損させた場合。
- 8) 災害その他緊急やむを得ない事由により、特に必要があると認めるとき。
- 9) その他指定管理者が不相当と認めるとき。

### 3-12. 施設利用料金等の返還（還付）

過納の利用料金等は、次の場合を除いて返金できません。

- 1) 天災、地震、台風、その他やむを得ない理由により施設を利用できない場合等、利用者の責めによらない事由で指定管理者が相当と認めるとき、利用料金に相当する額を返金します。
- 2) 利用料金を納付した者が、利用日前7日までに、利用の変更または取消しを申し出て、指定管理者が相当の理由があると認めるとき、下記料金を返金します。

変更の場合	利用料金の過納額の5割
取消しの場合	利用料金の5割

### 3-13. 施設利用料金の減免

- 1) 富田林市が主催する事業等で利用するとき。
- 2) 富田林市内の保育園、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校が学校行事として利用するとき。
- 3) 富田林寺内町の町並み保全又は地域活性化に関わるものとして指定管理者が認める団体等が、その公共的活動に利用するとき。

### 3-14. 営利目的（有料イベント、物品の販売等）の利用について

じないまち交流館では、営利を目的とした施設の利用が可能ですが、以下の事項を遵守して下さい。

#### 1) 利用者が有料イベント等を開催する場合

- ① イベント等の内容が、富田林寺内町で行うにあたって相応しいものであること。
- ② 物品等を販売する場合には、次項に基づく手続きが必要となります。
- ③ 施設内外の誘導・整理は、利用者が責任をもって行って下さい。
- ④ イベント等に関する苦情などは、利用者が責任をもって対応して下さい。

#### 2) 物品販売を目的とする場合

- ① 物品を販売する場合、許可のない販売は禁止します。「物品販売許可申請書（指管様式第1号）」を「利用許可申請書（様式第1号）」に添付して届出て頂き、あらかじめ許可を受け「物品販売許可書（指管様式第2号）」の交付を受けて下さい。
- ② 活動時間は、施設利用を許可した時間内となります。それ以外の館内の占有利用、販売は一切できませんのでご注意下さい。時間の延長もできません。
- ③ 許可を受けた物品以外の販売はできません。許可以外の物品を販売している場合は物品販売許可を取消し、販売を中止させて頂くことがあります。
- ④ 販売終了後は、速やか、かつ誠実に「物品販売報告書（指管様式第3号）」を提出して下さい。故意に虚偽の報告をされた場合は、物品販売の実績について証拠となる売上帳等を提出して頂き、報告書の訂正をお願いすることがあります。なお、虚偽の報告が明らかとなった場合は、その後の物品販売を不許可とすることがあります。

### 3-15. 備品の貸出し

- 1) 当該施設の備品を施設外で利用しようとする方は、「備品貸出許可申請書（様式第5号）」を提出して下さい。ただし、備品の保有数には制限がございますので、施設を利用される方の利用を優先させていただきます。
- 2) 備品の保有数には制限がございますので、万が一複数のお客様よりご希望があった場合、貸出数量を調整させていただきます。
- 3) 施設外の備品利用につきましては、午前・午後の単位で貸出しいたします。
- 4) 備品の貸出しにつきましては審査をさせて頂き、許可する場合には、「備品貸出許可書（様式第6号）」を申請者に交付いたします。

### 3-16. 特別設備（機材・器具）等の設置について

- 1) 施設の利用に際し、備え付け以外の機材・器具を持ち込み利用される場合は、その内容を記載した仕様書を「利用許可申請書（様式第1号）」に添付して届出て頂き、あらかじめ許可を受けて下さい。
- 2) 持ち込み機材等については、責任を持って管理を行って下さい。
- 3) 破損等により損害が生じた場合、一切責任を負いませんのでご了承下さい。

### 3-17. チラシなどへの記載について

- 1) 主催者が自ら作成されるチラシ等には、主催者名及び問合せ先をはっきりと記載して下さい。
- 2) 問合せ先には主催者に連絡がつく「電話番号」を必ず明記して下さい。  
※催事に関する問合せがあった場合は、一切お答えできません。

## 4.施設利用にあたって(注意事項・お願い)

---

### 4-1. ご利用上の注意

- 1) 一般住宅街に位置する施設であるため、近隣住民に迷惑をかけるような行為をしないで下さい。
- 2) 火災・停電・盗難・その他事故により、利用者等に損害が生じた場合、当館に重大な過失がない限り、一切責任・補償を負いませんのでご了承下さい。
- 3) 壁、柱、ガラス面等への貼り紙はご遠慮下さい。貼り紙などは掲示板等の所定の場所をご利用下さい。ただし、利用室内の壁面及び備品(机、椅子など)に限り、養生テープを使用する場合のみ、貼り付けることができます。
- 4) 利用により発生したごみは、全てお持ち帰り下さい。

### 4-2. 主催者の方への注意

主催者の方は、施設の秩序維持のため、以下の事項を遵守して下さい。

- 1) 必ず責任者を配置して下さい。
- 2) 催し物の看板、舞台装備品、事務用品などは、主催者が用意して下さい(共催の場合は協議による)。
- 3) 入館者の安全確保のための措置を講じて下さい。
- 4) 利用内容によっては、関係機関と協議が必要な場合があります。



#### 4-3. 備品の利用について

- 1) 所定の場所以外への出入りや、許可なく設備機器の移動や使用はしないで下さい。
- 2) 室内備品は室外に持ち出しできません。

#### 4-4. 損害賠償等

- 1) 当館の設備、備品等を破損、毀損、滅失または汚損等した場合は、原状に復し、または損害を賠償して頂くことになります。
- 2) 当館が行う利用許可の取消しなどの処分により、利用する方及び第三者に損害が発生しても、当館は一切その責を負いません。

#### 4-5. その他

- 1) 利用後には忘れ物などのご確認をお願いします。
- 2) 当施設に駐車場はございません。公共交通機関をご利用下さい。
- 3) 当施設内及び敷地内はすべて禁煙です。
- 4) 飲食は所定の場所のみ可能です。
- 5) 動物（介助犬などを除く）や危険物など持ち込みはできません。
- 6) 非常口、消火設備等のまわりに物を置かないで下さい。
- 7) 許可を受けないで、物品の販売、その他の行為をしないで下さい。
- 8) 不特定多数での利用、『じないまち交流館』『寺内町センター』『じないまち展望広場』という施設名称を使つての勧誘等は禁止します。
- 9) 当施設の運営上支障をきたすような行為をしないで下さい。
- 10) 騒音、暴力など、他の人に迷惑をかけるような行為をしないで下さい。
- 11) 大量のスプレーの利用や、火気の利用及びろうそくやクラッカー等を含む可燃物の持ち込みはおやめ下さい。
- 12) ご利用にあたっては、各施設の条例、同施行規則などの関係法令を遵守願います。
- 13) 円滑なご利用、危険防止などのため、スタッフの指示に従つてご利用下さい。
- 14) その他ご不明な点などがございましたら、スタッフにお尋ね下さい。

### 5. 利用申込み窓口

#### 5-1. お申込み窓口について

じないまち交流館、寺内町センター、じないまち展望広場の施設利用申込みについては、以下のいずれの窓口でも申込み可能です。

例えば、じないまち交流館の施設利用申込みを、旧杉山家住宅で行つて頂くことも可能です。

#### ★お申込み窓口★

受付施設名	住所	電話	FAX
じないまち交流館	大阪府富田林市富田林町 9-29	0721-26-0110	0721-26-7271
旧杉山家住宅	大阪府富田林市富田林町 14-31	0721-23-6117	0721-55-4605

## 5-2. 空き室状況の確認について

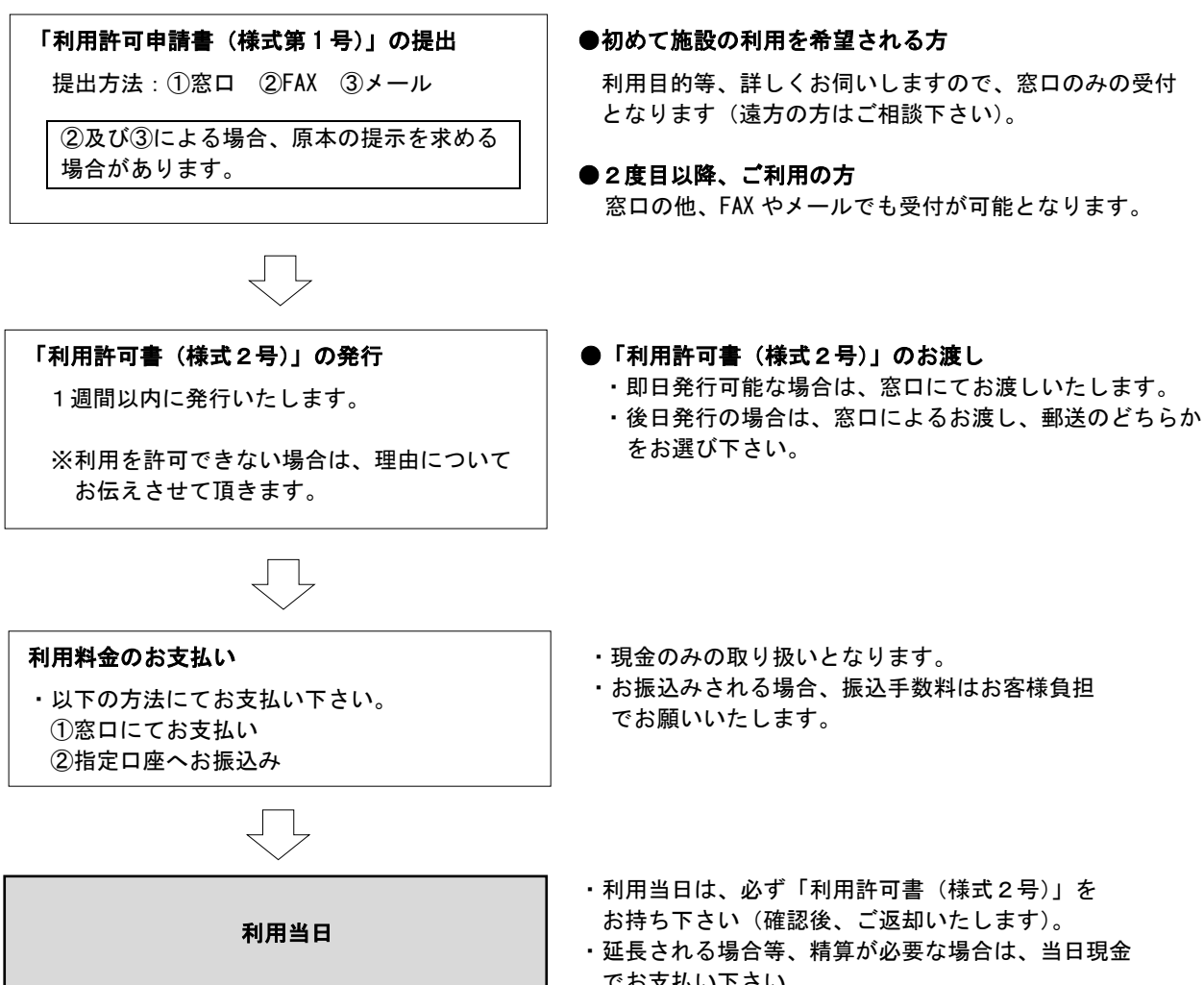
上記、お申込み窓口にお電話頂き、ご確認下さい。

## 5-3. 各申請書について

申請書は、窓口にて配布の他、「ぶらり寺内町」<https://www.jinaimachi.jp/>からダウンロードできます。

## 6. 利用申込みの流れ

### 6-1. 申込みの流れ



## 7. 利用内容の変更または取消しについて

利用許可後、使用者の都合により申込み内容の変更または取消しをされる場合は、すみやかに「利用変更・取消許可申請書（様式3号）」に加え、交付された「利用許可書（様式2号）」を添えて、窓口へ提出して下さい（持参に限りますが、遠方の方についてはご相談下さい）。

「利用変更・取消許可申請書（様式3号）」の提出  
交付済の「利用許可書（様式2号）」を添付



変更の場合は、新たに「利用許可書（様式2号）」  
を発行します。

- 利用料金を支払済みの場合で変更前より利用料金が高くなった場合は、その差額を期日までにお支払い下さい。
- 利用料金のお支払いがお済みでない場合は、変更後の料金を期日までにお支払い下さい。利用日の7日前までに所定の書類を提出して下さい。
- 取消しの場合は、条例及び施行規則に基づき返還（還付）致します。

## 8.下見・打ち合わせについて

下見は、職員が立ち合いますので、事前に日程調整が必要です。

必ず、【5-1.お申込み窓口について】までご連絡下さい。

### 8-1. 下見について

10：00～16：00の間で、他のご利用者が利用されていない時間帯に限り、室内をご覧頂けます。

※下見の日程調整を行った後に、その希望日に利用の予約が入った場合は、室内をご覧頂くことはできません。その際は日程の変更をお願いします。

### 8-2. 打ち合わせについて

イベントの内容により、事前の打ち合わせが必要となります。

- 1) 必ず責任者、担当される方等、イベントに携わられる方がお越し下さい。
- 2) 打ち合わせに必要な書類（チラシ案、イベント内容、レイアウト等）を準備下さい。

※イベントの内容については、打ち合わせまでにまとめておいて下さい。

### 8-3. 打ち合わせ内容

打ち合わせ内容は、次の内容となります。

- ①イベントの内容について確認
- ②施設利用上の注意事項、条件の確認
- ③備品の利用確認
- ④持ち込み機材などの確認
- ⑤その他

### 8-4. その他

じないまち交流館、寺内町センター、じないまち展望広場は、一般住宅街の中に位置する建物です。

音響や振動が伝わり、隣接する住宅等に迷惑がかかる可能性がある場合は、利用できない場合があります。

## 9.施設利用料金表

『じないまち交流館』、『寺内町センター』の利用料金は、次の通りです。

### 9-1. 富田林市立じないまち交流館

施設名称		1時間当たり	1時間当たり	全日
		午前10時から午後5時までの時間帯	左欄に掲げる時間帯以外の時間帯	午前10時から午後5時まで
展示スペース	非営利的			600円
小会議室	非営利的	300円	600円	2,000円
	営利目的	600円	1,200円	4,000円
和室1	非営利的	600円	1,200円	4,000円
	営利目的	1,200円	2,400円	8,000円
和室2	非営利的	600円	1,200円	4,000円
	営利目的	1,200円	2,400円	8,000円
和室1 +和室2	非営利的	950円	1,900円	6,400円
	営利目的	1,900円	3,800円	12,800円

### 9-2. 富田林市立寺内町センター

施設名称	1時間当たり	1時間当たり	全日
	午前10時から午後5時までの時間帯	左欄に掲げる時間帯以外の時間帯	午前10時から午後5時まで
会議室	400円	800円	2,600円
和室	200円	400円	1,300円

※会議室及び和室の利用は、非営利目的での利用に限ります。

### 9-3. じないまち展望広場

じないまち展望広場の利用は無料です。